

令和8年度須崎市結婚新生活応援事業費補助金フローチャート

→ はい → いいえ

婚姻日は令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間ですか？

【婚姻日】令和____年____月____日

婚姻日の年齢は、夫婦ともに39歳以下ですか？

【婚姻日の年齢】夫____歳 妻____歳

令和7年中（R7.1.1～12.31）※の夫婦の所得の合計金額は500万円未満ですか？

【令和7年中の所得の合計金額】

夫_____円

妻_____円

合計_____円① < 500万円

※最新の所得証明書等（申請日時点）により確認

夫婦のうち令和7年中（R7.1.1～12.31）※に貸与型奨学金を返済した人はいますか？

【令和7年中の返済額】

夫_____円

妻_____円

合計_____円...②

※「最新の所得証明書等（申請日時点）」の集計期間と同一期間

夫婦の所得の合計金額から、令和7年中の奨学金返済額を差し引くと、500万円以下ですか？

【計算】

①_____円 - ②_____円

= _____円 < 500万円

以下すべてに該当しますか？

- (1) 入居対象となる住居が須崎市内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住所になっていること
- (2) 5年以上継続して須崎市に居住する意思があること
- (3) 夫婦の双方が次のいずれかを申請日の属する年度の4月1日から申請日までの間に行っていること
 - (ア) ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - (イ) プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - (ウ) 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - (エ) 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- (5) 夫婦の一方又は双方が、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
- (6) 夫婦の双方が、県税及び市税を滞納していないこと
- (7) 夫婦の双方が、暴力団等でないこと

対象になりません

対象となる可能性があります

親世帯と同居または近居していますか？※近居：新婚世帯と親世帯が同一小学校区内に居住又は直線距離がおおむね5km以内

→ はい

→ いいえ

補助上限額 **45** 万円

補助上限額 **30** 万円

●補助対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月10日までの間に支払が完了した以下の(1)～(4)の費用の合計が対象です。

- (1) 住宅の購入費 _____円
- (2) 住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 _____円 ※住宅手当分を差し引く
- (3) 住宅のリフォーム費用 _____円
- (4) 引っ越し費用 ※引越業者または運送業者に支払った費用 _____円

補助金の額 [(1)+(2)+(3)+(4)] = _____円 (1,000円未満切り捨て) ※補助上限額45万円又は30万円